

つがる市医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県外から本市に移住した者に対して予算の範囲内において実施するつがる市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及びつがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療・福祉職 県内の医療機関、福祉施設等で業務を行う際に必要な別表第1に例示する医療・福祉分野の資格として青森県知事が認める資格（以下「事業対象資格」という。）を要する職
- (2) 子育て世帯 18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯
- (3) ひとり親世帯 子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれか1名からなる世帯

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、子育て世帯1世帯当たり100万円（ひとり親世帯にあつては、1世帯当たり100万円を加算した額（以下「ひとり親加算分」という。))に、支援金の交付申請をした日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者1人につき100万円を加算した額とする。

(交付対象者の要件)

第4条 支援金の交付対象となる者は、第1号及び第2号に定める要件を満たす者のうち、第3号又は第4号の要件を満たす者とする。

- (1) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が転入前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、申請時においても現に当該世帯員を養育していること。
 - イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、原則、住民票において同一世帯に属していたこと。
 - ウ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が住民票において同一世帯に属していること。
 - エ 申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以

- 降に本市に転入したこと。
- オ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、本市に居住していること。
- カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 移住元に関する要件 次に掲げる全てに該当すること
- (ア) 本市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上県外に居住していたこと。
- (イ) 本市に転入する直前に、連続して1年以上県外に居住していたこと。
- イ 移住先に関する要件 申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (イ) 青森県及び本市が支援金の交付の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (3) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者が事業対象資格を有していること。
- イ 申請者が県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。
- ウ 申請者が別表第2に掲げるいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等に応募した場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りでない。
- エ 申請者の3親等以内の親族が代表者若しくは取締役等の経営を担う職務にある医療機関又は福祉施設等への就業でないこと。
- オ 週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、支援金の交付申請時において当該就業先に在職していること。
- カ 当該就業先に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。
- (4) 就学に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（別途新たに事業対象資格

を取得しようとする場合は除く。)

イ 申請者が県内の医療機関又は福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために別表第3に掲げるいずれかの県内の養成機関（通信制を除く。）に就学すること。

ウ 申請者が、別表第3に掲げる養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内の医療機関又は福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。

エ 支援金の交付申請時において県内の養成機関に在籍していること。

（交付申請）

第5条 申請者は、本市に転入後1年以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合（以下「就業の場合」という。）

ア 交付申請書（様式第1号の1）

イ 誓約事項（様式第1号の1別紙）

ウ 就業先の就業証明書（様式第2号）

エ 本人確認書類の写し

オ 転入後の住民票（申請者と申請者の世帯員が同一世帯であること及び申請者と申請者の世帯員が転入したことが分かるもの）

カ 転入前の住民票（転入する前の居住期間及び居住地が分かるもの）

キ 事業対象資格を有することを証する資格証、免許証又は研修等の修了証の写し

ク 別表第2に掲げる機関の紹介を経て応募したことが分かる求人票等（官公庁が試験を実施する採用試験等の場合は、申請者が合格したことが分かる通知等）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 県内の医療機関又は福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合（以下「就学の場合」という。）

ア 交付申請書（様式第1号の2）

イ 誓約事項（様式第1号の2別紙）

ウ 就学先の在学証明書

エ 本人確認書類

オ 転入後の住民票（申請者と申請者の世帯員が同一世帯であること及び申請者と申請者の世帯員が本市に転入したことが分かるもの）

カ 転入前の住民票（転入する前の居住期間及び居住地が分かるもの）

2 申請者は、支援金の交付を受けようとする年度の12月28日までに、前項に規定する申請を行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号の1又は様式第3号の2）により、当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金を交付することが適当でないとする場合又は予算上の理由により当該年度における支援金の交付が不可である場合において、その旨を申請者に対し通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、前条の規定により交付決定を受けた者に報告を求めると及び立入調査をすることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）が、次の各号の区分に応じ、それぞれ掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該支援金受給者に対し、医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還通知書（様式第4号）により、支援金の全額、半額又は4分の1相当の額の返還を請求するものとする。

(1) 就業の場合

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から起算して3年未満の間に県外に転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から起算して1年未満の間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他市長が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

(ア) 支援金の申請日から起算して3年以上5年以内の間に県外に転出した場合

(イ) 支援金の申請日から起算して1年以上3年以内の間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(ウ) その他市長が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 就学の場合

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から起算して3年未満の間県外に転出した場合

- (ウ) 養成機関を卒業できなかった場合
- (エ) 養成機関を卒業した日から起算して1年以内の間に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- (オ) その他市長が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

- (ア) 支援金の申請日から起算して3年以上5年以内の間に、県外に転出した場合
- (イ) 養成機関を卒業した日から起算して1年以内の間に、事業対象資格に基づく業務に従事するため、対象施設等に就業しなかった場合
- (ウ) 養成機関を卒業した日から起算して1年以内の間に、事業対象資格に基づく業務に従事するため対象施設等に就業するも、就業した日から起算して1年未満の間に、当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (エ) その他市長が半額の返還が適当であると認めた場合

ウ 4分の1相当の額の返還

- (ア) 養成機関を卒業した日から起算して1年以内の間に事業対象資格に基づく業務に従事するため対象施設等に就業するも、就業した日から起算して1年以上3年以内の間に、当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (イ) その他市長が4分の1相当の返還が適当であると認めた場合

(就業又は就学状況の確認)

第9条 支援金受給者は、前条で定める返還請求の要件に該当しないことを証明するため、当該支援金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から毎年度、次に掲げる書類を5月31日までに提出しなければならない。

- (1) 現住所が分かる書類（住民票の写し又は税金若しくは公共料金の納入通知書の写し等）
- (2) 就業先の就業証明書（様式第2号）又は就学先の在学証明書

2 前項の規定に関わらず、支援金受給者は、就業先が変更となる場合には、その都度、市長の指示するところにより、速やかに新たな就業先の就業証明書を提出しなければならない。

3 前項の規定は、就学先を修了又は卒業し、新たに就業した場合においてこれを準用する。

(返還の免除)

第10条 支援金受給者は、第8条のいずれかの要件に該当する場合であつて、その理由が就業先の倒産、天災地変及び本人又は家族の病気等やむを得ない事情によるものであるときは、返還免除申請書（様式第5号の1又は様式第

5号の2)に返還免除理由を証する書類を添えて、市長に支援金の返還の免除を申請することができる。

2 前項の場合において、市長は、県知事の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式第6号）又は返還免除不承認通知書（様式第7号）により、当該支援金受給者に対し通知するものとする。

（支援金の交付・返還に係る情報共有）

第11条 市長は、支援金の交付に係る申請情報、当該支援金受給者の就業先情報及び当該支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県知事と情報共有するものとする。

（つがる市移住支援事業における移住支援金との併給の制限）

第12条 申請者は、第4条に定める支援金の交付要件及びつがる市移住支援事業における移住支援金交付規則（令和元年つがる市規則第5号）第3条の交付要件を満たす場合には、支援金の交付申請をできないものとする。ただし、ひとり親加算分の交付申請についてはこの限りでない。

（雑則）

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業対象資格の例
医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）

別表第2（第4条関係）

求人紹介機関
1. 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」 2. 公共職業安定所 3. 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所 4. 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所 5. 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所 6. 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所 7. 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

- | |
|---|
| 8. 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
9. 上記1から8以外で青森県知事が認めるもの |
|---|

別表第3（第4条関係）

養成機関（通信制を除く。）

- | |
|---|
| 1. 医師養成校
2. 薬剤師養成校
3. 看護師等養成校
4. 診療放射線技師養成校
5. 臨床検査技師養成校
6. 理学療法士養成校
7. 作業療法士養成校
8. 言語聴覚士養成校
9. 歯科衛生士・歯科技工士養成校
10. 救急救命士養成校
11. 管理栄養士養成校
12. 栄養士養成校
13. 保育士養成校
14. 社会福祉士養成施設
15. 介護福祉士養成施設
16. 介護福祉士実務者養成施設
17. 上記1から16以外で青森県知事が認めるもの |
|---|